

虐待防止に関する指針

株式会社 Loving Look

こども訪問看護ステーション じん おかざき

こども訪問看護ステーション 仁 豊橋

虐待防止に関する指針

1.事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、高齢者・子どもおよび障害児者虐待の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為いずれも行いません。

〈虐待に該当する行為〉

身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
介護・世話の放棄・放任	衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の虐待を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

- 1)虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置する。
- 2)本委員会の委員長は管理者が務める。
- 3)委員会の委員は、法人代表、看護職員、リハビリスタッフリーダーを「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とする。
- 4)委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めたときに開催する。虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。
- 5)他の委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合は、ほかの会議と一体的に行う場合がある。
- 6) 委員会の審議事項
 - (1) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
 - (2) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
 - (3) 虐待防止のための職員研修に関すること
 - (4) 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
 - (5) 虐待が発生した場合の対応に関すること
 - (6) 虐待の原因分析と再発防止に関すること
 - (7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1)研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する。
- 2)職員研修は原則年1回、及び職員採用時に実施する。

3)研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し保存する。

4. 虐待またはその疑い(以下 虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2)緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保証を最優先する。

※各市町の連絡先は別途添付

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項

- 1)職員は利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は 2-3)に定めた構成委員とする。
- 2)利用者等に虐待等が疑われる場合は、各構成委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- 3)職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、利用者、利用者家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促す。
- 4)虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6.職員が留意すべき事項

職員は、当事業所の基本理念および利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために以下の事項に留意する。

1)意識すべき事項

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がける
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを認識すること

2)心構え

- ・利用者との人間関係が構築されている(親しい間柄)と独りよがりで思い込まないこと
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと
- ・利用者が心理的苦痛を感じていても、訴えたり拒否することができない場合もあることを認識すること
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動は職員同士で注意を促すこと
- ・虐待等を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や相談支援を行うとともに構成委員に速やかに報告すること
- ・職場内の虐待にかかわる問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識をもつこと
- ・構成委員への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること

3) 権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に

参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

7. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表する。

附則

本指針は 2024 年 1 月 1 日より施行。

2026 年 7 月 1 日より改定（豊橋追加）

<虐待通報・相談連絡先>

岡崎市役所 福祉部障がい福祉課 TEL：0564-23-6853

岡崎市障がい者虐待防止センター TEL：0564-64-9004

安城市福祉部障害福祉課 TEL：0566-71-2225

西尾市福祉部福祉課 TEL：0563-65-2117

幸田町健康福祉部福祉課福祉 G TEL：0564-63-5112

蒲郡市障がい者支援センター TEL：0533-68-3612

豊橋市 障害福祉課 TEL：0532-51-2347

豊川市障害者虐待防止センター TEL：0533-89-2159

田原市 福祉課 TEL：0531-23-3217

